

千葉県水道事業給水条例 (抄)

昭和36年12月28日条例第46号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、千葉県水道事業、工業用水道事業及び造成土地管理事業の設置等に関する条例(昭和41年千葉県条例第61号)により県が設置する水道事業の給水に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第3条 この条例において「給水装置」とは、需要者に水を供給するため県が施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

2 この条例において「給水装置工事」とは、給水装置の新設、増設、改造又は修繕に関する工事をいう。

(給水装置の種類)

第4条 給水装置の種類は、次のとおりとする。

- 一 専用給水装置 一の世帯、官公署、事業所、共同住宅等で専用するために施設した給水装置
- 二 共用給水装置 二以上の世帯で共用するために施設した給水装置
- 三 私設消火栓 県以外の者が消防の用に供するために施設した給水装置

第2章 給水装置工事及びその費用

(工事の承認)

第5条 給水装置を新設し、増設し、又は改造しようとする者は、千葉県企業局長(以下「局長」という。)の承認を受けなければならない。

(工事の施行)

第6条 給水装置工事(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)は、局長又は局長が同条第1項の規定により指定した者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

(給水管及び給水用具の構造及び材質)

第6条の2 局長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行うことができるようにするため必要があると認めるときは、給水装置の配水管への取付口から量水器までの工事に用いる給水管及び給水用具について、その構造及び材質の基準を定めることができる。

2 給水装置を新設し、増設し、改造し、又は修繕しようとする者は、その工事に用いる給水管及び給水用具について、前項の基準に適合するよう努めなければならない。

(設計審査及び工事検査)

第6条の3 第5条の規定による承認を受けた者は、当該承認に係る給水装置工事を指定給水装置工事事業者の施行により行う場合は、工事の施行前に局長の設計審査を受け、かつ、工事完成後に局長の工事検査を受けなければならない。

(費用の負担区分)

第7条 給水装置工事に要する費用は、給水装置を新設し、増設し、改造し、又は修繕しようとする者の負担とする。

ただし、公益上の必要により工事が行われる場合その他局長が特に必要があると認める場合には、県がその費用の全部又は一部を負担することができる。

(給水装置の変更の工事)

第12条 局長は、配水管の移転その他特別の理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を行うことができる。

ただし、当該職員が人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は土地に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得るものとする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 給水は、法第15条第2項ただし書の規定に該当する場合又はこの条例の規定による場合のほか、制限し、又は停止することはない。

2 局長は、給水を制限し、又は停止しようとするときは、その区域及び期間を予告するものとする。

ただし、緊急でやむを得ない場合には、この限りでない。

3 県は、給水の制限又は停止のため給水を受ける者に損害を生ずることがあっても、その責任を負わないものとする。

(給水の申込み)

第14条 給水を受けようとする者は、局長に申込み、その承認を受けなければならない。

(給水の停止)

第15条 局長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水を受ける者に対し、その事由の継続する間、給水を停止することができる。

一 給水を受ける者が、第7条の規定により負担すべき局長が施行する給水装置工事の費用を局長に納付しないとき、又は第24条の規定による料金を指定期限内に納付しないとき。

二 給水を受ける者が、正当な理由がなくて、第25条の規定による使用水量の計量又は第32条の規定による検査を拒み、又は妨げたとき。

三 給水を受ける者が給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、当該職員が警告しても、なお、その使用状態を継続するとき。

四 給水を受ける者が給水を受けることをやめたと認められるとき。

(量水器の設置)

- 第17条 局長は、使用水量を計量するため、給水装置に県の量水器を設置するものとする。
ただし、局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 局長は、使用水量を計量するため特に必要があると認めるときは、受水槽に接続する装置に県の量水器を設置することができる。
- 3 前2項に規定する量水器の設置の位置は、局長が定める。

(量水器の管理)

- 第18条 給水を受ける者（給水を受ける者がいない場合にあつては、給水装置の所有者。以下第21条において同じ。）は、前条の規定により設置された量水器を適切に管理しなければならない。
- 2 前項の規定により管理の責めに任ずる者は、その管理の義務を怠つたために量水器を損傷し、又は滅失したときは、県に対しその損害を賠償しなければならない。

(届 出)

- 第19条 給水を受ける者は、次の各号の一に該当するときは、局長に届け出なければならない。
- 一 給水を受けることをやめようとするとき。
- 二 別表第1に定める用途を変更しようとするとき。
- 三 私設消火栓を消防演習のために使用しようとするとき。
- 四 公共の消防用として使用したとき。
- 五 その住所又は氏名を変更したとき。
- 2 給水装置の所有者は、次の各号の一に該当するときは、局長に届け出なければならない。
- 一 給水装置の所有権を譲り渡したとき。
- 二 前項第一号の場合において、給水を受ける者が届出を怠つたとき。
- 三 給水装置を廃止しようとするとき。

(私設消火栓の使用)

- 第20条 給水を受ける者は、私設消火栓を公共の消防用又はその演習の用に供する場合のほか、使用してはならない。
- 2 給水を受ける者は、私設消火栓を消防の演習の用に供するときは、当該職員の立会いを受けなければならない。

(給水を受ける者等の管理上の責任)

- 第21条 給水を受ける者は、給水装置を適切に管理し、これに異常があるときは、直ちに修繕しなければならない。
- 2 給水を受ける者は、前項の規定による管理の義務を怠つたために県に損害を与えたときは、その賠償をしなければならない。

(給水装置及び水質の検査)

第22条 局長は、給水を受ける者が給水装置の検査又は供給される水の水質検査を請求したときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。

第3章の2 貯水槽水道

(貯水槽水道に関する局長の責任)

第22条の2 局長は、貯水槽水道（法第14条第2項第五号に規定する貯水槽水道をいう。以下この章において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

2 局長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理に関する情報提供を行うものとする。

(貯水槽水道の水質の検査)

第22条の3 局長は、貯水槽水道の利用者が当該貯水槽水道によつて供給される水の水質検査を請求したときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

2 前項の検査において特別の費用を要したときは、当該費用は、請求者の負担とする。

(貯水槽水道の設置者の責任)

第22条の4 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道（法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。）である場合にあつては、法第34条の2に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道の設置者は、当該貯水槽水道が簡易専用水道以外の貯水槽水道である場合にあつては、局長が別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第4章 料金、手数料、給水申込納付金及び開発負担金

(臨時使用の場合の概算料金の予納等)

第28条 工事その他の理由により臨時に給水を受けようとする者は、局長の定める概算料金をあらかじめ納付しなければならない。

ただし、局長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定により給水を受ける者がその給水を受けることをやめた場合において、同項の規定により納付された概算料金と第24条の規定による料金との間に差額があるときは、局長は、その差額を徴収し、又は還付するものとする。

(手数料)

第30条 別表第2上欄に掲げる者は、それぞれ当該下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

2 手数料は、千葉県水道事業収入証紙条例（昭和47年千葉県条例第34号）に定める収入証紙により納付するものとする。

(給水申込納付金)

- 第30条の2 給水装置の新設又は改造（給水管の口径を増径する場合に限る。以下この項において同じ。）を行おうとする者（第28条第1項に規定する者を除く。）は、局長に給水申込納付金（以下「納付金」という。）を納付しなければならない。この場合において、改造を行おうとする者の納付金は、新口径に係る納付金の額と旧口径に係る納付金の額の差額とする。
- 2 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の納付金の額は、廃止する給水装置に係る納付金の額と新設する給水装置に係る納付金の額との差額とする。
 - 3 第17条第2項の規定により受水槽に接続する装置に県の量水器を設置する場合にあつては、当該装置を給水装置とみなす。
 - 4 納付金は、別表第3に掲げる額に100分の110を乗じて得た額とする。
 - 5 納付金は、第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
 - 6 既納の納付金は、還付しない。
ただし、局長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(開発負担金)

- 第30条の3 給水区域において給水を受けることとなる建築物（計画一日最大給水量5立方メートル以上の建築物をいう。）の建築（給水管の口径の増径及び給水装置のみの新設を含む。）又は宅地（公共用地を除く面積が千平方メートル以上（千平方メートル未満の宅地を3年以内に連たんして造成する場合にあつては、その合計が千平方メートル以上）の宅地をいう。）の造成をしようとする者は、局長に開発負担金を納付しなければならない。
- ただし、局長が別に定める土地区画整理事業の場合にあつては、この限りでない。
- 2 開発負担金は、建築物負担金及び宅地負担金とし、別表第4に定めるところにより計算した額に100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
 - 3 建築物負担金は、第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
 - 4 宅地負担金は、配水管布設工事を伴うものにあつては配水管布設工事の施行前に、配水管布設工事を伴わないものにあつては第5条の承認後局長が定める納期限の日又は第32条の2第3項の確認申請後局長が定める納期限の日のうちいずれか早い日までに納付しなければならない。
 - 5 給水管の口径を増径する場合の計画一日最大給水量は、新規の計画一日最大給水量から増径前の一日最大給水量を控除した水量とする。
 - 6 給水装置の所有者が、その給水装置を廃止し、新規に給水装置を設置する場合の計画一日最大給水量は、新規の計画一日最大給水量から廃止する給水装置に係る一日最大給水量を控除した水量とする。
 - 7 宅地負担金を徴収した宅地に建築物の建築を行う場合は、建築物の1階に係る床面積に対応する宅地負担金の額を、建築物負担金の額から控除する。

第5章 管 理

(給水装置の検査)

第32条 局長は、日出後日没前に限り、その職員をして給水を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置（受水槽に接続する装置を含む。）を検査させることができる。

ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得るものとする。

(給水装置の基準違反に対する措置等)

第32条の2 局長は、給水を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

2 局長は、給水を受ける者の給水装置が局長又は指定給水装置工事業業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。

ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する給水装置の軽微な変更であるとき、又は同項ただし書の規定による確認が行われたときは、この限りでない。

3 前項の確認を受けようとする者は、当該確認を容易に行うことができる状態にした上で、局長に申請するものとする。

(給水装置の切離し)

第33条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合で水道施設の管理上必要があると認めるときは、給水装置を配水管から切り離すことができる。

一 給水装置の所有者の所在が六十日以上不明であり、かつ、当該給水装置の使用者がいないとき。

二 給水装置が使用中止の状態にあり、かつ、将来使用の見込みがないと認められるとき。

三 第5条の承認を受けないで給水装置が設置されたとき。

(過 料)

第34条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科することができる。

一 第5条の規定による承認を受けないで、給水装置を新設し、増設し、又は改造した者

二 正当な理由がなくて、第15条の規定による給水の停止、第17条の規定による量水器の設置、第25条の規定による使用水量の計量又は第32条の規定による検査を拒み、又は妨げた者

三 第20条第1項の規定に違反して私設消火栓を公共の消防用若しくはその演習の用以外の用に供し、又は同条第2項の規定に違反して職員の立会いを受けないで私設消火栓を使用した者

四 第21条第1項の規定による給水装置の修繕を怠つた者

五 第24条の規定による料金又は第30条の規定による手数料の徴収を免れようとして詐偽その他不正の行為をした者

第35条 知事は、詐偽その他不正の行為によつて第24条の規定による料金又は第30条の規定による手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科することができる。

第6章 補 則

（施行に関し必要な事項）

第36条 この条例の施行に関し必要な事項は、局長が定める。

別表第2 (第30条第1項)

| 手数料を納付しなければならない者 | 額 |
|---------------------------------|---|
| 法第16条の2第1項の指定を受けようとする者 | 10,000円 |
| 法第25条の3の2第1項の指定の更新を受けようとする者 | 10,000円 |
| 第6条の3の工事検査を受けようとする者 | 新設及び全部改造の場合にあつては 5,500円、 その他の場合にあつては 4,500円 |
| 法第16条の2第3項ただし書の規定による確認を受けようとする者 | 47,000円 |

別表第3 (第30条の2第4項)

| 使用する給水管の口径 | 納付金の額 |
|------------|---------|
| 13ミリメートル | 10万円 |
| 20ミリメートル | 27万円 |
| 25ミリメートル | 46万円 |
| 40ミリメートル | 140万円 |
| 50ミリメートル | 250万円 |
| 75ミリメートル | 670万円 |
| 100ミリメートル | 1,400万円 |

| 使用する給水管の口径 | 納付金の額 |
|-------------|--------------------------|
| 150ミリメートル | 3,800万円 |
| 200ミリメートル | 7,800万円 |
| 250ミリメートル | 13,800万円 |
| 300ミリメートル | 21,900万円 |
| 350ミリメートル以上 | 給水管の断面積及び流量を基礎として局長が定める額 |

別表第4 (第30条の3第2項)

| 区分 | 開発負担金の額 |
|--------|---------------------------------|
| 建築物負担金 | 計画一日最大給水量に1立方メートル当たり13万円を乗じて得た額 |
| 宅地負担金 | 造成面積に1平方メートル当たり650円を乗じて得た額 |